

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容		図書館での図書資料の複写
根拠法令等及び条項		栃木市図書館の管理及び運営に関する規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市図書館資料複写取扱要領
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年 3月 7日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法に基づくこととする。</li> <li>・図書館所蔵の資料に限る。</li> <li>・個人の調査、研究のためであること。</li> <li>・複写の範囲は、一著作物の半分までで、複写部数は1部とする。</li> <li>・図書資料複写申請を提出すること。</li> </ul>	